「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議(第13回)

〇日時

令和4年5月30日(月) 10時00分~12時00分

〇場所

オンライン開催

〇出席委員(五十音順)

東京大学大学院 石原委員、椙山女学園大学 大串委員、東京大学先端科学技術研究センター 飯田委員、東京大学大学院 加藤委員、

横浜国立大学・放送大学 來生委員(小委員会委員長)、早稲田大学 清宮委員、

外苑法律事務所 桑原委員、一般社団法人海洋産業研究·振興協会 中原委員、

株式会社日本政策投資銀行 原田委員、一橋大学 山内委員(ワーキンググループ座長)

○事務局

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 茂木部長 経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 能村課長 経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課風力政策室 石井室長 国土交通省大臣官房 遠藤技術参事官

国土交通省 港湾局 海洋・環境課 衛藤課長

国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室 大岡室長

〇議題

再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方に関するヒアリング

〇ヒアリング参加事業者

一般社団法人日本風力発電協会

株式会社 JERA

日本風力開発株式会社

九電みらいエナジー株式会社

三菱商事エナジーソリューションズ株式会社

株式会社大林組

株式会社レノバ

住友商事株式会社

東京電力リニューアブルパワー株式会社

〇議事概要

【評価の配点について】

石原委員

- 価格点と事業実現性の比率が1:1という現行制度自体については、特段反対意見はなかったとの 認識である。一方で1:1が保証されていないという意見もある。確実に事業を実施する上で懸念が あるのか。
 - > (日本風力発電協会)

価格点については必ず 120 点を取れる公募参加者が居る一方で、事業実現性については 120 点を取れないことが問題。事業実現性も 120 点を取れるようにして欲しい。

▶ (九電みらいエナジー)

事業実現性を無理やり120点にする必要はない。しっかり評価されればよい。

➤ (JERA)

九電みらいエナジーの意見に同意。事業実現性を無理やり120点にする必要はない。

(大林組)

日本風力発電協会の意見に同意。事業実現性を120点とすることで1:1が実質的に実現される。

> (レノバ)

海域間の平等の観点として、ある海域では事業実現性の平均が低く、ある海域では逆という状況となると、価格点の価値が変わるので予見性がなく不適当である。したがって、事業実現性を 120 点に引き上げることは妥当。

事務局

- 見直し案では、運転開始前の評価にウェイトを置いているが、運転開始以降の評価を高くすることに ついてどのように考えるか。
- ▶ (日本風力開発)

建設までより建設後の方が不備が出てくる。建設後は kWh をいかに出せるかという戦いになるので、これも評価してほしい。

▶ (九電みらいエナジー)

陸上風力を運転している経験から色々な不具合を経験しているがこれをどのように対処して 発生電力量を増やすかが大事だと思っているので、評価を高くしてほしい。

▶ (住友商事)

操業より建設段階の方がリスクが高いので、建設期間に重きを置くことが重要。

▶ (東京電力リニューアブルパワー)

現状の評価のバランスが大きく崩れるような変更は避けるべき。

> (日本風力発電協会)

建設前と建設後の期間の長さを考えると、維持管理に重きを置くべき。

> (三菱商事エナジーソリューションズ)

リスクが高い建設段階に重きを置くことが妥当。

(大林組)

建設段階の評価が低くなることには賛同できない。

➤ (JERA)

建設前後の評価をほぼ同等に評価することが妥当。

【地域に関する評価について】

原田委員

- 都道府県知事意見に関して、協議会のあり方自体に懸念点があるのか。
- ▶ (日本風力発電協会)
 前回の公算では、海業関係者や基礎自治体の音目がないがしる。

前回の公募では、漁業関係者や基礎自治体の意見がないがしろにされたと感じているので、国がヒアリングを行う仕組みとしてほしい。

▶ (レノバ)

地域によって要望は異なるため、地元の意見を踏まえて、評価基準に取り入れる仕組みとしてほしい。

▶ (三菱商事エナジーソリューションズ)

事業者と地元双方からみた予見可能性の観点から、評価基準について協議会の中で議論をし、取り決めをしてほしい。

中原委員

- 都道府県知事意見の基準を明らかにしてほしいという意見についてどう考えるか。
 - (三菱商事エナジーソリューションズ) 賛成である。
 - ▶ (日本風力開発)
 基準を設けることに賛成。基礎自治体へのヒアリングも重要。
 - > (レノバ)

評価軸が事前にわかることは重要。協議会とりまとめを軸に決めるべき。

▶ (東京電力リニューアブルパワー) 価格点と事業実現性を1:1にするという意味で、知事意見の基準を公表してほしい。

▶ (大林組)

賛成である。基礎自治体にもヒアリングしてほしい。

事務局

動議会意見とりまとめは、漁業関係者や基礎自治体の意見も踏まえたものとなっている。したがって、これを踏まえて評価を行うことが重要。

【落札制限について】

桑原委員

- 現在の事務局案では実務への影響があるため反対という意見が複数あった。事業者としてどのようなリスクがあるのか具体的に説明いただきたい。
 - ▶ (東京電力リニューアブルパワー) 事務局案では、各海域における制限が決まるタイミングとして、公募占用指針が公表される入札の

5か月前となる。事業者はそれより前からコンソーシアムの組成も含めて準備している。いつ、どのような地点が公募されるのかという予見性がない中で、上記の準備を進めざるを得ない。ことを危惧している。数年単位前に分かるのであれば予見性があるのではないか。

➤ (JERA)

東京電力リニューアブルパワーと同意見。複数海域についていつ公募に出るか予見性がない中で 既にコンソーシアム組成が始まっている案件もある。今、制限がかかるとそこから変える必要が出 てくることを懸念する。原案では厳しいため、何等かのメカニズムを検討頂きたい。

▶ (日本風力発電協会)

事業者側からの視点では落札制限がない方が良いという意見は理解できるが、1者独占はリスクがあると考えていることから協会としては落札制限の導入に賛成する。一方で、コンソーシアム構成員を制限することについては反対である。また、落札制限はセントラル方式が確立されるまでの時限的な措置であるべきと考える。

▶ (三菱商事エナジーソリューションズ)

当該公募以前からの累積の落札制限を意図的に設けることは、健全なマーケットの育成に逆行しており、結果の平等ではなく機会の平等が重要であることから反対。

原田委員

- 次回の公募の規模が分からないことから反対しているのか。また、将来的にセントラル方式が確立されたタイミングでの落札制限についてどのように考えるか。制度自体に問題があると考えるか、もしくは短期・長期の問題であるのか。
 - ▶ (日本風力発電協会)
 落札制限はセントラル方式確立までに過渡期の制限であるべきと考える。
 - ▶ (住友商事)

コンソーシアム組成はセントラル方式確立の前後に関わらず、組成までの道のりは同じであるため、コンソーシアムの構成に関する制限はセントラル方式に関わらず行うべきでない。

【基地港湾について】

飯田委員

- 毎 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)の混雑についてどのようにお考えか。
 - ▶ (日本風力発電協会)

基地港湾が多数あれば 2030 年度末までの運転開始が達成可能。現在、4 港中 3 港を前回の公募の選定事業者が使用予定としている。公募占用指針に先行事業者が港湾を使用する期間を明確に記載してほしい。

原田委員

- ▶ 港湾について、風車の建設にしっかり間に合うのか、事業者間の公平性が担保されるのか。
 - ▶ (日本風力発電協会)

2030 年度末までに 5.7GW という目標達成に向けてしっかり港湾整備を行ってほしい。また、先行事業者が使用する工程を確定すべき。

來生委員長

● 基地港湾について、提起された意見を踏まえた検討となっているか確認が必要。

【日本版セントラル方式について】

清宮委員

- 日本版セントラル方式として、どのような項目が必要なのか。
- ▶ (日本風力発電協会)
 系統確保、風況・海洋調査、港湾、環境影響評価、系統確保、許認可の6点がセントラル方式と認識している。
- ▶ (三菱商事エナジーソリューションズ) セントラル方式を推進していただきたい。現在の評価の考え方は、セントラル方式の方向性と異なる。事業者において海域での調査・調整等を開始したにも関わらず、途中でセントラル方式に制度が変わることのないよう、どの案件からセントラル方式を導入するのかを明らかにしてほしい。

加藤委員

- 日本版セントラル方式の導入時期としていつ頃を希望しているのか。
 - ▶ (日本風力発電協会) 3年以内に全ての案件をセントラル方式としてほしい。
 - (九電みらいエナジー)
 早期にセントラル方式を導入するとともに、どこの区域をセントラル方式とするか早めに提示いただきたい。

事務局

● 日本版セントラル方式については、JOGMEC 法を改正し、2023 年度から本格的な調査に入れるよう準備を進めている。その上で、1~2年かけて風況や地盤のデータを調査し、2025 年の公募からセントラル制度のもとで実施できるようにしたい。

【その他】

加藤委員

● 総論として、日本版セントラル方式が確立されるまでの過渡的なルールとそうでないルールを分けて 議論するべき。

大串委員

- 事業者としてどの程度の出力規模で事業を行うことと希望しているのか。
 - ▶ (日本風力開発)

メーカーからは1ロットで1GW は超えてほしいと言われている。ウクライナ情勢によりすでに発注 済案件であっても生産が難しくなっていると聞いている。そのため、公募を遅らせてでも、公募全体 の規模を大きくして欲しい。 ▶ (日本風力発電協会)
欧州の平均容量は 1.5GW であるため、1GW は最低限の規模と考えている。

飯田委員

- 日本風力発電協会と JERA から意見があった、非選定事業者の情報を公表すべきという意見について、事業者情報が出てしまう懸念があると思うが、どのように考えるか。
- ▶ (日本風力発電協会) 全ての評価を出すべきという考えではない。
- ➤ (JERA)

全てを公開するべきという意見ではない。選定事業者のみ事業の詳細を公表し、非選定事業者についても事業者名・構成員名、事業計画概要、評価点等を公表すべきということである。また、任意ではなく一律の開示を求めたい。

清宮委員

- 委員名を公表すべきという意見について、何に利用するのか。単に透明性の観点だけか。
 - ▶ (レノバ)
 現状ではブラックボックスと言われている。公表をすると選定結果の信頼性が上がるので公表すべき。
- 遅延によるペナルティについては、不可抗力や免責の考え方を明らかにしてほしい。

來生委員

- 民間事業者の意見は多様と感じた。合同会議であまり議論していない論点もあった。これまで事務 局としては行政的な観点からの論点整理を行っていたと思うが、民間の視点も踏まえて整理をすることが大切と考える。
- 遅延によるペナルティの不可抗力事項についてはわざわざ記載する必要はない。
- 九電みらいエナジーから公募占用計画の内容が十分に伝わっていないと不本意なので、計画提出 後速やかにヒアリング等による内容説明の機会を頂きたいという意見があったが、他の事業者もそ の認識であるならば考慮すべき。

以上